入 札 公 告 書

下記の案件について、総合評価方式一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５及び第１６７条の６の規定により次のとおり公告します。なお、この案件は電子入札により執行し、低入札価格調査の対象となる案件です。

令和８年１１月２７日

橿 原 市
橿 原 市 長　　亀田　忠彦

第１　競争入札に付する事項

１.	契 約 番 号	５０８１００１２１０
２.	工　事　名	八木中学校長寿命化改良工事（第２期）
３.	施 工 場 所	橿原市新賀町地内
４.	工 事 概 要	【工事概要】 長寿命化改修工事一式（建築・電気・機械・外構）
５.	工 事 種 別	建築一式工事　建築工事
６.	工　　期	議会議決日の翌日　～　令和１１年３月１６日
７.	設 計 金 額	２，２８０，３２２，０００円（消費税含）
８.	低入札調査基準価格	２，０９７，８９５，８００円（消費税含）
９.	週休２日工事	対象
10.	入札保証金	免除
11.	契約保証金	必要
12.	入 札 方 法	電子入札
13.	入 札 回 数	１回
14.	落札者の決定方法	総合評価方式により決定

15. 失格基準価格を設定します。
※くじ率による算出割合は乗じません。失格基準価格未満の場合は、失格となります。

第２　入札参加希望者に必要な資格に関する事項

橿原市入札参加資格者名簿の建築一式工事　建築工事に登録されている者（法人に限ります。）２者又は３者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体のみが、この工事の入札に参加することができます。

ただし、共同企業体の各構成員は２以上の共同企業体の構成員となることはできません。

１．共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」という。）の出資比率最低限度は、２者で構成される場合は３０％以上、３者で構成される場合は２０％以上であること。ただし、共同企業体構成員のうち代表者の出資比率は最大であること。

２．共同企業体構成員（共同企業体の代表者を除く）は、橿原市内に建設業法第３条に規定する本

店を有する業者（以下「市内業者」という。）であること。

3．共同企業体構成員の代表者は、奈良県内に建設業法第３条に規定する本店又は営業所を有する業者（以下「準県内業者」という。）であること。ただし、市内業者は除く。

4．共同企業体構成員は、建築一式工事において、建設業法に規定する特定建設業の許可を有すること。

5．共同企業体構成員は、経営事項審査結果（最新版）の総合評定値に主観点を加減した点数が、準県内業者（市内業者を除く）の場合は１２００点以上であること、市内業者の場合は８５０点以上であること。

6．共同企業体構成員は、競争入札参加申請日より過去１０年以内に、次の実績を有すること。

・共同企業体構成員の代表者については建築一式工事について契約金額４億円以上の元請実績

・共同企業体構成員（共同企業体の代表者を除く）については建築一式工事について契約金額３，０００万円以上の元請実績

7．共同企業体構成員は、次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で、共同企業体構成員ごとに各１名配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、共同企業体の代表者において監理技術者を配置すること。

①建築工事業に係る１級の資格を有する者であること。

②競争入札参加申請日以前に３ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

8．共同企業体構成員は、橿原市入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止措置の期間中の者でないこと。

9．共同企業体構成員は、地方自治法施行令１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者又は同条第２項各号のいずれかに該当したために、競争入札に参加させないこととした者ではないこと。

第３　各種日程等

１．総合評価方式一般競争入札参加資格確認申請書等の受付について

（１）提出期限：令和８年１２月９日（水）正午まで

※期限以降の受付は、一切できませんので注意してください。

（２）提出方法：電子入札システムにより送信してください。

（３）提出書類：

①総合評価方式一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

②特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書（様式２）

③経営事項審査結果及び工事施工実績等に関する届出書（様式３）

④誓約書（様式４）

⑤委任状（様式５）

※添付可能なファイルサイズは３ＭＢｙｔｅ未満です。

（４）書類作成及び提出に関する費用は、申請者の負担とします。

（５）提出された関係書類は返却いたしません。

２．競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

競争入札参加資格の確認の結果については、令和８年１２月１０日（木）に共同企業体代表者へ競争入札参加資格確認通知書を電子入札システムにて通知します。

なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、令和８年１２月１４日（月）午前９時から正午までの間に、その旨を電子入札システムにより送信してください。

回答については、令和８年１２月１６日（水）に行います。

３．設計図書等の閲覧

（１）競争入札参加資格の確認を受けた者は、入札参加資格通知書にパスワードを掲載しますので、本市ホームページから設計図書（入札通知、図面、仕様書その他関係書類）を閲覧してください。

〈URL〉 https://www.city.kashihara.nara.jp

（２）設計図書等に関する質疑について

①設計図書等に対する質疑がある場合は、電子入札システムにより送信してください。

提出期限：令和８年１２月２１日（月）正午まで

※質疑書の様式は、本市ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

※添付可能なファイルサイズは３ＭＢｙｔｅ未満です。

②質疑に対する回答は次のとおりとします。

回答日時：令和８年１２月２４日（木）午後３時頃

回答方法：質疑がある場合のみ、本市ホームページに掲載しますのでパスワードを入力し閲覧してください。

４．技術提案について

（１）技術提案書の提出について

提出期限：令和９年１月１８日（月）正午まで

提出場所：橿原市東竹田町１－１　橿原市財務部　契約検査課**（リサイクル館かしはら３階）**

提出部数：１部

提出方法：**持参に限ります**。郵便及び電送によるものは受け付けません。

※ただし、様式８－２、様式８－３についてはエクセルでファイルサイズを３ＭＢｙｔｅ未満とし、電子入札システムからも送信してください。

なお、詳細については、入札説明書に記載のとおりです。

（２）技術提案の採否通知について

通知日：令和９年２月２２日（月）（予定）

通知方法：共同企業体代表者へＦＡＸにより通知をします。

なお、技術提案が採用されない旨の通知を受けた者は、その理由について次のとおり書面により説明を求めることができます。

令和９年２月２５日（木）正午までに任意の様式による書面を持参してください。

令和９年３月３日（水）（予定）に、回答書をＦＡＸ送信します。

５．入札の手続き等

（１）入札書提出締切日時：令和９年３月４日（木）午後８時００分（期限厳守）

（２）入札方法：電子入札システムにより提出してください。

（３）入札者は、提出した入札書等の引き換え、変更又は取り消すことはできません。

（４）入札は、総計金額で行います。入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

（５）入札回数は、１回とします。

（６）入札価格は、採用された技術提案の内容を反映したものとすること。

なお、入札の無効については、入札説明書に記載のとおり。

６．開札会の傍聴申込みについて

傍聴を希望される場合は、下記日時までに開札会傍聴申込書をＦＡＸ送信してください。

申込期限：令和９年３月４日（木）正午まで

※開札会傍聴申込書の様式は、本市ホームページよりダウンロードしてください。

７．開札の日時及び場所

（１）開札日時：令和９年３月５日（金）　午前９時００分

開札場所：橿原市東竹田町１－１　リサイクル館かしはら３階　入札室

８．低入札価格調査を実施する場合について

落札候補者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格（消費税抜）を下回る場合は、その入札価格で当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて確認するための調査（低入札価格調査という）を実施します。

この場合において、落札候補者となるべき者が複数あるときは、くじにより当該調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる。）を決定するものとします。

調査では所定の書類を添付した報告書の提出を求めるとともに、必要に応じて関係機関への照会を行います。

提出期限：令和９年３月１２日（金）正午まで

提出場所：橿原市東竹田町１－１　橿原市財務部　契約検査課**（リサイクル館かしはら３階）**

提出部数：１部

提出方法：**持参に限ります**。郵便及び電送によるものは受け付けません。

なお、詳細については、入札説明書に記載のとおり。

９．契約手続について

この工事の契約については、橿原市議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

なお、仮契約を締結しない場合については、入札説明書に記載のとおり。

１０．入札の事後公表について

入札結果は、落札者が決定された後、公表開札録にて本市ホームページで公表します。

（掲載日は令和９年３月２４日頃を予定しています。）

第４　総合評価の方法及び落札者の決定基準等

本工事の総合評価に関する評価項目及び加点基準は次のとおりとします。

（１）技術提案に関する事項

入札参加者は、市長が定める様式により技術提案書及びその添付書類（以下「技術提案書等」という。）を書面により各１部を提出（様式８－２、様式８－３についてはエクセルで、電子入札システムからも送信）し、内容確認を受けなければなりません。

施工計画等の技術提案に関するものについては、次の表のとおりとします。企業の施工実績等の詳細については入札説明書によります。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者及び技術提案書等が適正でない者（未記載を含みます。）は、この工事の入札に参加することはできません。

（２）入札参加者の「標準点」を１００点とし、技術提案による「加算点」の最高点を２９点として評価するものとします。

（３）「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

落札者決定基準【標準型（建築一式工事）】

評価(審査)項目		加点基準
技術提案に係る項目（１８点）	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目①	・初期性能の持続性の向上 ・強度、耐久性、安定性の向上 ・供用性の向上等
	社会的要請の対応に関する項目①	・環境の維持（騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染等） ・交通の確保（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等） ・特別な安全対策 ・省資源対策又はリサイクル対策
	社会的要請の対応に関する項目②	・環境の維持（騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染等） ・交通の確保（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等） ・特別な安全対策 ・省資源対策又はリサイクル対策
	企業の施工実績	工事成績評定点及び表彰

企業の 施工実績等 （１１点）		ＩＳＯ９０００シリーズ及びＩＳＯ１４０００シリーズ認証取得
	配置予定技術者の実績又は現場代理人の実績	同種工事（契約金額２，５００万円以上の建築一式工事）についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験
	地域精通度	本店の所在地
	社会・地域貢献	災害協定の締結
	働きやすい職場環境の整備に係る取り組みの有無	くるみん認定（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定をいう。以下同じ）、経済産業省による健康経営優良法人認定

※技術提案に係る項目の記載内容が適切でない（未記載を含む。）場合、提案を求めている事項が１つでも欠落している場合、本工事の施工条件（工種、工法、地形、地名等）に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

※１評価（審査）内容につき２提案以上提出があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。

※加算点の合計点が減点により０点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

（４）価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

評価値の端数処理は、評価値の最も高い者の技術評価点÷入札価格で算出された数値の整数部分が二桁になるよう一律で位替えを行い、小数点以下第４位を切り捨てて、小数点以下第３位までとします。

（５）評価内容の担保

受注者の責により入札時の技術提案のうち採用された内容が履行されない場合は、竣工時の工事成績評定における評価点を減点（１０点）します。

第５　議決の必要

本案件は議会の議決に付さなければならない契約です。

第６　問い合わせ先等

〒６３４－０００２　橿原市東竹田町１－１リサイクル館かしはら３階

橿原市財務部　契約検査課

電話　０７４４－２１－１１１２　　FAX　０７４４－２４－９７２１